

〔別紙〕  
様式1

事業報告書  
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 外海弘仁会
- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人  
 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市下黒崎町 1402 番地

(3) 設立認可年月日 平成10年 3月12日

(4) 設立登記年月日 平成10年 4月 1日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	日浦 剛	日浦病院 院長、施設管理者
理事	廣田 康宏	雪浦ひうらクリニック 院長 施設管理者
理事	日浦かおる	
理事	吉原 雅弘	
理事	杉山 啓幸	
監事	石橋 龍太郎	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	日浦病院	長崎市下黒崎町 1402 番地	一般病床 96 床 療養病床 103 床 [医療保険 103 床] [介護保険 0 床] 無し
診療所	雪浦ひうら クリニック	西海市大瀬戸町雪浦上郷 254 番地 17	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。  
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
サービス付き高齢者向け住宅	長崎市下黒崎町 1342 番地 6	トランキルテひうら老番館
訪問介護及び予防訪問介護事業	長崎市下黒崎町 1342 番地 6	ヘルパーステーション イース
障害者福祉サービス事業	長崎市下黒崎町 1342 番地 6	ヘルパーステーション イース
居宅介護支援事業	長崎市下黒崎町 1342 番地 6	居宅介護支援事業所

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和3年5月26日 令和2年度決算決定の件  
社員の退任 新社員就任 理事監事の任期満了に伴う改選  
役員報酬の件  
理事長選定の件  
令和4年3月2日 雪浦通所リハビリ施設建設計画変更の件

令和4年 3月 24日 常務理事職の設置の件  
出資額限度法人への移行の件  
定款一部変更に関する件

令和4年 3月 30日 令和4年度事業計画及び収支予算案の件  
令和4年度借入限度額決定の件

法人名 医療法人 外海弘仁会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市下黒崎町1402番地

貸 借 対 照 表

(令和4年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	969,003	I 流動負債	336,674
現金及び預金	542,130	支払手形	
事業未収金	367,206	買掛金	37,055
有価証券		短期借入金	95,000
たな卸資産	23,642	未払金	149,803
前渡金		未払費用	
前払費用	566	未払法人税等	37,252
繰延税金資産		未払消費税等	2,432
その他の流動資産	35,459	繰延税金負債	
II 固定資産	929,053	前受金	
1 有形固定資産	885,985	預り金	15,132
建物	588,055	前受収益	
構築物	1,193	その他の流動負債	
医療用器械備品	51,846	II 固定負債	369,594
その他の器械備品		医療機関債	
車両及び船舶	13,190	長期借入金	361,814
土地	163,799	繰延税金負債	
建設仮勘定	0	その他の固定負債	7,780
その他の有形固定資産	67,902	負債合計	706,268
2 無形固定資産	6,816	純資産の部	
借地権	539	科 目	金 額
ソフトウェア	4,979	I 資本金	90,000
その他の無形固定資産	1,298	II 資本剰余金	
3 その他の資産	36,252	III 利益剰余金	1,101,788
有価証券		繰越利益剰余金	1,101,788
長期貸付金		IV 評価・換算差額等	0
役員等長期貸付金		その他有価証券評価差額金	
長期前払費用	2,774	繰延ヘッジ損益	
繰延税金資産		純資産合計	1,191,788
その他の固定資産	33,478	負債・純資産合計	1,898,056
資産合計	1,898,056		

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 外海弘仁会  
 所在地 長崎県長崎市下黒崎町1402番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,025,155
2 事業費用		
(1) 事業費	1,944,264	
(2) 本部費		1,944,264
本来業務事業利益		80,891
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		101,882
2 事業費用		95,214
附帯業務事業利益		6,668
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		87,559
II 事業外収益		
受取利息	72	
その他の事業外収益	137,715	137,787
III 事業外費用		
支払利息	8,618	
その他の事業外費用	21,566	30,184
経常利益		195,162
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	2,400	2,400
V 特別損失		
固定資産除却却損	48	
その他の特別損失		48
税引前当期純利益		197,514
法人税・住民税及び事業税	56,439	
法人税等調整額		56,439
当期純利益		141,075

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人 外海弘仁会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市下黒崎町1402番地

財 産 目 録

(令和 4年 3月31日現在)

1. 資 産 額	1,898,056 千円
2. 負 債 額	706,268 千円
3. 純 資 産 額	1,191,788 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	969,003
B 固 定 資 産	929,053
C 資 産 合 計 (A+B)	1,898,056
D 負 債 合 計	706,268
E 純 資 産 (C-D)	1,191,788

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

## 監事監査報告書

医療法人 外海弘仁会  
理事長 日浦 剛 殿

私は、医療法人 外海弘仁会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 5月 25日

医療法人 外海弘仁会

監事 石橋 龍太郎

